

台湾の法曹幹部と日本

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): Career, Educational background, Japan, Legal professionals, Taiwan 作成者: 岡崎, 幸司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029031

■ 論 説 ■

台湾の法曹幹部と日本*

岡 崎 幸 司**

要 約

本稿では、憲法解釈を責務とする大法官15名を頂点とした司法、検察を含む法務行政当局、そして弁護士会の2021年1月における各幹部をサンプルにその学経歴から台湾と日本の関係を調査した。その結果、大学教員からの任命も多い大法官は15名中7名が留学し博士課程を修了しているが、留学先は独米豪であり、日本留学経験者は見られない。一部学経歴非公開者もいるが、大法官を除く142名の幹部については、国家試験に合格しなければならないという制約からであろう、留学経験を持つ法曹幹部自体が非常に少ないなか留学先としては米英中が中心で日本留学者は2名しか見られない。日本での客員教授（研究員）経験者も少なく、大法官を含めてもわずか3名である。これらの事実は少なくとも現在の台湾法曹幹部の世代にとり日本は留学先・客員先としては魅力がそれほどなかったこと、日本の影響力が低いことを物語っている。以上はあくまで現状であり、岡崎（2019）で示したように若い世代は日本法への関心が強いため、今後はこの状況に変化が生じることも十分考えられる。

キーワード 台湾 法曹幹部 学経歴 日本

* 根本猛教授から賜った学恩に深謝申し上げるとともに教授のますますのご活躍とご健康をご祈念申し上げます。また、笹子善平氏（桜美林大学）をはじめ日頃有益な示唆やご教示を賜っている方々にもお礼を申し上げたい。記すまでもなく、有りうべき誤りはすべて筆者の責に帰するものであるなお、台湾では繁体字（旧字体）を用いるが、本稿では一部を除き原則として日本の常用漢字を用いた。

** 中華大学人文社会学院

1. はじめに

戦後台湾の法学界と外国との関係については、日本あるいは日本法の影響力低下と米独あるいは米独法の影響力増大を指摘することができる。張(2009)は憲法判断を担当する大法官が引用した外国の判例を分析した結果から、また王(2011)は中華民国統治下にある戦後台湾の法学者を4世代に分け、各世代の学経歴及び社会情勢をもとにした戦後台湾法学界の趨勢から、それぞれ日本・日本法の影響力低下と米独・米独法の影響力増大を示した⁽¹⁾。張(2009)、王(2011)が示した戦後台湾法学界の動向を岡崎(2014)は研究生産性の観点から検討した。すなわち、2001年から2011年までの11年を対象に、台湾を代表する法学学術雑誌2誌(『國立臺灣大學法學論叢』及び『政大法學評論』)に掲載された論文執筆者の最終学歴から論じた⁽²⁾。その結果、台湾法学界は最終学歴国別の調整済み論文数では米独留学組学者と地元台湾で学び続けた研究者による3者鼎立状態にあり、研究者個人の研究生産性でも日本留学組は最高で21位であることから、最終学歴国を日本とする法学者の存在感は大きくないことと結論された⁽³⁾。岡崎(2019)では、日本の国立国会図書館に相当する国家図書館のデータベースに収録された修士・博士両学位論文から日本法に対する関心を調査、台湾の法学系大学院生は米国法に次いで日本法に関心を有していることが判明した。岡崎(2014)・岡崎(2019)をまとめると、台湾法学界においては日本を最終学歴国とする研究者の存在感は大きくはないが、法学系大学院生の間では日本法は研究対象として米国法に次いで魅力ある存在となっている。現役の研究者世代では独米、院生の世代では米日、と世代間によって関心を持つ外国が必ずしも同じではないことを示唆している。

本稿では、主として張(2009)、王(2011)、岡崎(2014)、岡崎(2019)とは異なった視点、法務行政当局を含めた法曹幹部の学経歴をサンプルに、戦後台湾法学界と外国との関係—米独(法)の影響力増大・日本(法)の影響力低下—を検討したい。なお、ごく少人数ではあるが、対象者の中には法曹資格を有していないとみられる幹部や学位には就職後に取得したと考えられる人士が、それぞれ含まれている。

最初に台湾における法曹試験と弁護士を取り巻く状況の概要を述べ、続いて大法官、裁判所主管者、司法を管轄する司法院事務組織幹部、法務省に相当する法務部幹部と検察主管者、そして日本弁護士連合会にあたる「全國律師聯合會」理監事の順で学経歴を概観し、日本との接点を見ていくことにする。

2. 台湾の司法と法曹

日本では専門家を除き一般的には台湾の司法制度や法曹を取り巻く状況が知られていない可能性があるため、簡単に紹介しておく。教科書的には三権分立である日本とは異なり、台湾は中華民国憲法のもと五権分立主義（行政院・立法院・司法院・考試院・監察院—それぞれ行政、立法、司法、公務員試験・資格試験、公務員や行政機関に対する監察・弾劾、を担当する最高機関）を採用している。裁判所は司法院に隷属、法務行政は日本の法務省に相当する行政院法務部の管轄で、検察機関も法務部に所属している。制度的には台湾と日本は類似点が多いが、大きく違う点としては前述の大法官や行政裁判所の設置を挙げることができる。

法曹試験も日本と台湾では相違する点がある。日本では法科大学院制度が導入されるほか、法曹志望者に対して、法務省の司法試験委員会が所管する単一の司法試験が実施される。台湾は法科大学院制度を導入しておらず、法曹試験は考試院が管轄している⁽⁴⁾。また、同じ法曹でも「司法官」（裁判官・検察官）と「弁護士」（弁護士）では試験が異なり、前者志望者は「公務人員特種考試司法官考試」、後者志望者は「専門職業及技術人員高等考試律師考試」を受験することになる（以上、考試院考選部ウェブサイトによる）。このように司法官志望者と弁護士志望者に対しては最初の段階で区分して別個の試験を実施するが、「司法人員人事條例」第9～12条ならびに「法官法」第5条により、弁護士や大学教員から裁判官や検察官を任用する道が開かれている。また、「專業職業及技術人員高等考試律師考試規則」第7条及び第10条により現職の裁判官・検察官は勤務記録良好証明を提出しその確認を受けるという条件付きで弁護士試験の全面免除を申請することができる。

参考までに過去10年における司法官試験・弁護士試験の出願者・受験者・合格者・合格率・平均年齢を表1・表2で示した。司法官試験・弁護士試験はともに難関試験の部類に属し、とりわけ司法官試験の合格率は低いときは1%未満、高いときでも2%少々で推移している⁽⁵⁾。弁護士試験は2010年代半ばまで合格率10%程度であったが、近年は合格率が低下傾向を続け、2019年には6.12%まで低下、2020年は少し上昇したものの6.76%にとどまっている。司法官試験・弁護士試験ともに受験者の平均年齢は30歳前後、合格者の平均年齢は20歳代半ばから後半である。

表3と表4が日本の司法試験と台湾の法曹試験の比較、弁護士を取り巻く状況である。既述のように台湾の法曹試験は司法官試験と弁護士試験の2種類に分かれているため、日本と比較するために両試験を合計した数字を利用した。日本と異なる点、あるいは正反対になっている点として以下の2点を指摘することができる。

第一に、この10年間、日本の司法試験は出願者・受験者ともに減少に歯止めがかからないのに対して、台湾では逆に増加の趨勢にある。10年前と比較すると日本では、

志願者・応募者ともに約6割の減少、司法試験合格の魅力が大きく低下していることを示唆している。一方の台湾では、志願者・受験者ともに1割強増加、2020年の法曹試験出願者は21834人、実際に受験した者は18301人である。台湾の総人口が日本の約5分の1であることに鑑み日本の人口規模に換算すると、台湾では約11万人が法曹試験に出願、94000人程度が受験した計算になる。2020年の日本の司法試験出願者4226人、受験者3703人と比較すれば25倍ほどの差があり、台日間の相違がいかに大きいかが理解できよう。

第二に、合格率の推移がほぼ真逆を示していることである。司法官試験と弁護士試験を合計した法曹試験の合格率は2011年の6.38%から低落傾向にあり、2019年には3.82%にまで低下した。2020年には少々上昇したが、それでも4.51%である。逆に日本の司法試験合格率は23.54%から39.16%と大きく上昇、受験者の4割が合格する試験となっており、台湾との差は歴然としている。

国情が異なるため、弁護士を取り巻く環境は簡単に比較できるものではないが、2011年と直近を比べてみよう。人口10万人あたりの弁護士数を見た場合、台湾の弁護士人口は23.2名から43.9名と倍増近いが、日本は25.1名から34.4名と4割弱の増加にとどまっている。台湾ではこの10年で人口10万人あたりの弁護士数が2倍近くに増加しており、この点から眺めると台湾の弁護士界は日本より競争が激しくなった、と考えられる。しかしながら、弁護士1名あたりの全裁判所新受全事件数に目を向けると、台湾も日本も弁護士増を受けて4割程度の減少となっているが、もともと事件数が多く相対的に訴訟社会である台湾では、弁護士1人あたりの事件数が327.6件と日本の4倍を数える。弁護士1人あたり全裁判所新受全事件数に目を向けると、台湾より日本の弁護士の方が厳しい環境に置かれていることになる。

以上が台湾の法曹試験と弁護士を取り巻く状況の概況である。次に司法関係幹部の学経歴を鳥瞰する。

表1 台湾の司法官試験合格率

(単位：人、歳、%)

試験 実施年	出願者 (A)	平均年齢	受験者 (B)	平均年齢	合格者 (C)	平均年齢	合格率 (C/B)
2011	7982	30.71	7144	30.36	71	25.63	0.99
2012	7488	30.88	6501	30.45	75	27.12	1.15
2013	7367	31.06	6386	30.61	75	25.92	1.17
2014	9366	31.00	8063	30.47	54	26.35	0.67
2015	9236	30.20	7626	29.48	85	25.60	1.11
2016	9297	30.55	7924	29.98	102	27.16	1.29
2017	9819	30.55	8372	29.88	100	26.68	1.19
2018	9418	30.64	8029	29.98	76	25.46	0.95
2019	9743	30.62	8175	29.85	106	25.20	1.30
2020	10245	30.59	8681	29.82	175	24.94	2.02

(出所) 考選部『考選統計』考選部、各年版、より筆者作成。ただし、2012年版・2013年版・2020年版は同部ウェブサイトに掲載されたPDF版によった。

表2 台湾の弁護士試験合格率

(単位：人、歳、%)

試験 実施年	出願者 (A)	平均年齢	受験者 (B)	平均年齢	合格者 (C)	平均年齢	合格率 (C/B)
2011	10545	31.53	9055	31.03	963	27.88	10.64
2012	10249	31.72	8619	31.14	915	27.95	10.62
2013	10200	31.86	8595	31.24	892	27.86	10.38
2014	10693	31.98	8994	31.31	915	27.83	10.17
2015	10291	31.23	8309	30.37	822	26.07	9.89
2016	10361	31.65	8711	30.98	860	27.03	9.87
2017	11118	31.91	9256	31.05	924	26.91	9.98
2018	10621	32.00	8864	31.16	759	26.27	8.58
2019	10872	31.95	8964	30.98	549	25.65	6.12
2020	11589	31.93	9620	30.98	650	25.27	6.76

(出所) 同上

表3 日本の司法試験合格率と台湾法曹試験との比較

(単位：人、%)

試験年	日 本				台 湾			
	出願者 (A)	受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C/B)	法曹試験 出願者	法曹試験 受験者	法曹試験 合格者	法曹試験 合格率
2011	11891	8765	2063	23.54	18527	16199	1034	6.38
2012	11265	8387	2102	25.06	17737	15120	990	6.55
2013	10315	7653	2049	26.77	17567	14981	967	6.45
2014	9255	8015	1810	22.58	20059	16457	969	5.89
2015	9072	8016	1850	23.08	19527	15935	907	5.73
2016	7730	6899	1583	22.95	19658	16635	962	5.78
2017	6716	5967	1543	25.86	20937	17628	1024	5.81
2018	5811	5238	1525	29.11	20039	16893	835	4.94
2019	4930	4466	1502	33.63	20615	17139	655	3.82
2020	4226	3703	1450	39.16	21834	18301	825	4.51

(注) 台湾の法曹試験出願者・受験者は司法官試験と弁護士試験を合計した数字である。

(出所) 「司法試験の結果について」(法務省ウェブサイト)、上記表1・表2、より筆者作成。

表4 弁護士をとりまく環境の台日比較 (2011年と直近)

上段：2011年 下段：直近	弁護士数 (人、P)	総人口 (10万人、Q)	全裁判所新受 全事件数 (件・人、R)	P/Q	R/P
台湾	5492 ^a	236.9 ^b	2928236 ^c	23.2	533.2
日本	32088 ^d	1276.6 ^e	4059778 ^f	25.1	126.5
台湾	10305 ^g	243.6 ^h	3375950 ⁱ	43.9	327.6
日本	43248 ^j	1255.7 ^k	3558317 ^l	34.4	82.3

(注) a 2011年末における台湾弁護士会会員数。

b 2011年末の総人口。合法的に居留する外国人約47万人を含む。

c 2011年の大法官解釈・公証などを含む全案件。

d 2012年3月末の日本弁護士連合会の正会員数。

e 2012年1月1日現在の確定値。外国人を含む。

f 2011年。刑事事件及び少年事件は被告人及び少年の人数。

g 2019年末における台湾弁護士会会員数。

h 2020年12月末の速報値。合法的に居留する外国人約80万人を含む。

i 2020年の大法官解釈・公証などを含む全案件。

j 2021年2月1日現在の日本弁護士連合会の正会員数。

k 2021年1月1日現在の概算値。外国人を含む。

l 2019年。刑事事件及び少年事件は被告人及び少年の人数。

(出所) 法務部法務統計资讯网「本國律師人數」(法務部ウェブサイト)、『弁護士白書2012年版』・「日弁連の会員」(日本弁護士会連合会ウェブサイト)、「民國109年12月戸口統計速報表」(内政部戸政司ウェブサイト)、「臺灣地區現持有效居留證(在臺)外僑居留人數統計」(内政部移民署ウェブサイト)、「人口推計-平成24年6月報-」・「人口推計-2021年(令和3年)1月報-」(総務省統計局ウェブサイト)、「司法院及所属各機關各項案件新收概況-年別」(司法院ウェブサイト)、『裁判所データブック2020』(裁判所ウェブサイト)(取得日はすべて2021年2月21日)、より筆者作成

3. 司法院

司法院は、院長兼大法官・副院長兼大法官各1名、その他の大法官13名を頂点に、最高裁判所などの裁判所、事務局長・事務局次長に相当する秘書長・副秘書長のもとに置かれる各部局から構成される。既述のように一部に法曹資格を有していないと考えられる幹部もいるが、このような幹部を含めて大法官、裁判所及びその支部、秘書長・副秘書長・各部局主管者の最終学歴を見ることにする。

3.1. 大法官

大法官は、裁判官、検察官、弁護士、大学教員と多方面から選任される。表5が示すように、2021年1月現在の大法官15名中12名が修士学位、9名が博士学位を取得しており、大学院教育を受けた大法官が中心となっている。参考までに記しておく、司法院の英文ウェブサイトによれば、米国・豪州の博士課程を修了した大法官の学位はともに学術研究型の法学博士（SJD）であり、専門職型の法務博士（JD、台湾では「法律博士」と訳される）ではない。また、台湾ではいわゆる論文博士の制度が設けられていないため、台湾の大学から取得した博士学位はすべて課程修了によるものである⁽⁶⁾。

ウェブサイトで判明している限りでは、大法官15名の卒業大学は、国立台湾大学・国立政治大学・国立中興大学（当時）であり私立大学卒業者は一人もいない。中でも国立台湾大学法学部卒業者が9名と3分の2近くを占めている。修士学位を有する13名の大法官のうち、台米両方の修士学位取得者が2名、台湾の国立大学から修士学位を取得した大法官が10名いるのに対して、私立大学修士課程修了者はわずか1名である。修士学位取得者も国立台湾大学修士課程修了者が約半数を占めるが、博士課程修了者になると留学組、とりわけ大学教授経験者でドイツ留学組が多数となる。

大法官の最終学歴は、台湾8名、ドイツ5名、米国1名、豪州1名であり、学士・修士両学位を含めて日本留学経験者は1人もいない。最終学歴を見ると、大法官院長の留学先がドイツであること、海外留学ではドイツ留学者が最も多いことから、外国の中ではドイツの影響が最も強いと判断される。張（2009）が指摘した状況が続いていると言えよう。

留学を除く外国経験を見ても、ドイツと米国が多く、この両国以外では、日本・英国・中国・パチカンである。期間は交換弁護士として1985年から1987年にかけてドイツに滞在した大法官を除けば、1月から長くとも半年程度である。客員教授として日本に滞在していたことある大法官も同様で、期間は2016年7月から9月まで最長でわずか3か月に過ぎない。台湾の大法官と日本との関係は非常に薄いと言えよう。

3. 2. 裁判所

2021年1月16日現在の司法院ウェブサイトの裁判所系統組織図には、最高裁判所（最高法院）、最高行政裁判所（最高行政法院）、懲戒裁判所（懲戒法院、旧・公務員懲戒委員会）、知的財産裁判所（智慧財産法院）をはじめとする各裁判所とその支部の計36、裁判官の研修機関である法官学院を含めると合計37の隷属機関が描かれている⁽⁷⁾。それら各裁判所・その支部・法官学院の管理者の学歴を整理したのが表6である。

国立大学卒業者の独占、国立台湾大学卒業者の寡占状態である大法官とは異なり主管者37名の中で2割程度を私立大学卒業者が占めている。全主管者の半数強が修士課程を修了、博士課程修了の主管者もみられる。卒業大学・大学院が判明している18主管者のうち、8名は法学科卒業後に同一大学の法学研究科修士課程を修了、8名は他大学の法学研究科に、1名は他大学の政治学研究科にそれぞれ進学、1名は同一大学ではあるが地政学研究科に入学している。そして、主管者37名のうち、36名の最終学歴国は台湾、残り1名が米国である。米国以外ではドイツ留学経験を持つ主管者が1名いるが、ウェブサイトに掲載された情報からは日本に関係している主管者は見られない。

表5 司法院大法官の学歴と外国経験

(主な前元職)	学士	修士	博士	客員教授・研究員等外国経験
院長兼大法官 (大学教授)	(不明)	国立台湾大学	ゲッティンゲン大学	(不明)
副院長兼大法官 (裁判官)	国立政治大学	国立中興大学	国立政治大学	(不明)
他の13大法官 (裁判官 3名) (大学教授 3名) (大学教授・ 弁護士 3名) (弁護士 2名) (検察官 1名) (裁判官・検察官 1名)	国立台湾大学 9名 国立政治大学 2名 国立中興大学 2名	国立台湾大学 5名 国立政治大学 2名 国立中興大学 1名 輔仁大学 1名 国立台湾大学・ ハーバード大学 1名 国立中興大学・ アメリカン大学 1名	ミュンヘン大学 3名 フランクフルト大学 1名 ハーバード大学 1名 豪州ボンド大学 1名 国立政治大学 1名	ハイデルベルク大学交換教授・ワシントン大学客員研究員 1名 独ベーカー&マッケンジー・フランクフルト事務所交換弁護士 1名 九州大学客員教授 1名 ミシガン大学客員研究員・中国清華大学客員教授・パチカン教皇ラテラン大学客員教授・オックスフォード大学客員研究員・ハイデルベルク大学交換教授・オスナブリュック大学客員教授 1名 ミュンヘン大学客員研究員・コロンビア大学客員研究員・フォードム大学客員研究員 1名

(注) 国立中興大学法商学部は2001年に国立台北大学として分離独立したため、現在の国立中興大学法政学部とは連続していない。

(出所) 司法院ウェブサイト (2021年1月16日・2月17日) より筆者作成

表6 各裁判所主管者（長官・所長・支部長）37名の最終学歴・留学経験

大学名	学士	修士	博士	留学経験
国立台湾大学	10	5*	—	—
国立政治大学	9	5**	—	—
国立中興大学	7	2	—	—
国立中正大学	—	2	1	—
国立台湾海洋大学	—	1	—	—
東呉大学	4	1	—	—
輔仁大学	4	1	—	—
中国文化大学	—	1	—	—
東海大学	—	1	—	—
米国サザンメソジスト大学	—	1	—	—
ミュンヘン大学	—	—	—	1
不明（不記載）	3	—	—	—
合 計	37	20	1	1

(注) * うち1名は政治学修士である。 ** うち1名は地政学修士である。

学歴をまったく記載していない場合は学士のみの取得として扱った。以下同様。

(注) 各裁判所・支部のウェブサイト（2021年1月16日）より筆者作成

表7 司法院正副秘書長・各部局主管者の学歴

	学士	修士	博士	客員研究員
国立台湾大学	6	2	—	—
国立政治大学	1	4.5*	1	—
国立中興大学	2	2	—	—
国立中正大学	—	1	—	—
国立成功大学	1	—	—	—
国立台北大学	—	0.5*	—	—
東呉大学	1	1	—	—
東海大学	1	1	—	—
輔仁大学	1	—	—	—
中国文化大学	1	—	—	—
イリノイ大学	—	1	—	—
日本・東京大学	—	—	—	1
不明（不記載）	3	—	—	—
合 計	17	13	1	1

(注) * 1名の主管者が国立政治大学で統計学修士を取得した後、国立台北大学で法学修士を取得している。

(出所) 司法院ウェブサイト（2021年1月16日）より筆者作成

3.3. 各部局

司法院の事務部局では秘書長・副秘書長のもと民事庁をはじめ15の部局と各種委員会が設置されている⁽⁸⁾。事務部局であるため中には法曹資格を有していないと考えられる主管者もいるが、秘書長・副秘書長を含む17名の部局主管者（各種委員会は除く）の学歴を表7で示した。

最終学歴国は台湾16名、米国1名となっているほか、日本留学生は一人もいないが、日本の大学で客員研究員をした経験を持つ主管者が1名見られる。

4. 法務部幹部と検察幹部

4.1. 法務部幹部

4.1.1. 大臣・次官

台湾は半大統領制を採用しており、大臣（部長）、政務次官（政務次長）と国会議員との兼任はない。その分野の学科や研究科を卒業・修了後、実務経験や研鑽を積んだ専門家が任命されるのが通例である。

部長・政務次官・常務次長ともに台湾の大学を卒業あるいは大学院を修了した検察官出身である。ウェブサイトに掲載された内容から判断すると、部長のみが米国への留学経験を有する（以上、表8）。

表8 大臣・次官の学歴

(主な前職・元職)	学士	修士	博士	留学経験
部長（検察官）	東呉大学	中国文化大学 国立台湾大学	—	ハーバード大学
政務次長（検察官）	東呉大学	中国文化大学	国立台湾海洋大学	—
政務次長 （検察官・弁護士）	国立政治大学	—	—	—
常務次長（検察官）	国立台湾大学	—	—	—

(注) 部長、政務次長、常務次長はそれぞれ日本の大臣、旧政務次官（現在の副大臣）、事務次官に相当する。

(出所) 法務部ウェブサイト（2021年1月16日）より筆者作成

表9 各部署・外局主管者の学歴

	学士	修士	博士	留学経験等
国立台湾大学	4	4	—	—
国立政治大学	1	2	—	—
国立交通大学	—	1.5	1	—
国立成功大学	1	1	—	—
国立中興大学	1	—	—	—
国立中正大学	—	1	—	—
国立高雄大学	—	1	—	—
国立台湾工業技術学院	1	—	—	—
中央警官学校・中央警察大学	1.5	—	—	—
東呉大学	1.5	1	—	—
輔仁大学	—	2	—	—
逢甲大学	1	—	—	—
中国文化大学	1	—	—	—
世新大学	—	—	1	—
日本・広島大学	—	1	—	—
日本・慶應義塾大学	—	—	—	0.5
サセックス大学	—	0.5	—	—
米国華府研究所	—	—	—	0.5
不明（不記載）	3	—	—	—
合 計	16	15	2	1

- (注) 1. 国立台湾工業技術学院、中央警官学校はそれぞれ国立台湾科技大学、中央警察大学の前身。華府研究所の英文名称は不明。学歴には社会人コースを含む。
2. 中央警官学校と東呉大学を卒業した主管者が1名、国立台湾大学・国立政治大学2大学で修士学位を取得した主管者が2名いる。それぞれ0.5を割り当てた。
3. 慶應義塾大学（研究）・米国華府研究所（研修）に留学経験のある局長は広島大学大学院修了者である。
4. 英サセックス大学に留学した幹部は中途退学であるが、本表では修士に含めた（国立交通大学修士課程は修了）。

(出所) 法務部ウェブサイト（2021年1月16日）より筆者作成

4.1.2. 局長及び検察を除く外局の主管者

法務部には、部長・政務次長・常務次長のもと、強いて表現すれば官房長兼大臣首席秘書官に当たり上級局長的存在である主任秘書、日本の局に相当する6司・5処、検察機関を除く外局として調査局・行政執行署・廉政署・矯正署・司法官学院・法医研究所が設置されている。このうち、2021年1月16日現在主管者が紹介されていない2司を除く主管者16名の学歴は表9のようになっている⁽⁹⁾。

主管者16名のうち修士課程修了者が15名、博士課程進学者も2名観察される。修士

課程進学者のうち2名は外国留学である。1名は広島大学修士課程修了、残りの1名は英国のサセックス大学修士課程中途退学である。広島大学修士課程修了の管理者は日本の慶應義塾大学および米国華府研究所への留学経験も有する。

4.2. 検察幹部

表10で最高検察署検察総長（検事総長）1名、分署（支部）を含む高等検察署の検察長（検事長）7名、地方検察署検察長（検事正）22名、合計30名の学歴と外国経験を示した。

検察署の管理者も7割近くが大学卒業後、大学院に進学、修士学位を取得しており、うち1名は博士課程に進学している。検察においても司法院や法務部と同様、幹部は大学院修士課程修了が一般的であるとはいえ、留学経験者は非常に少なく、英国で修士学位を取得した者が1名、その他米国に留学経験がある幹部が1名見られるだけである。

表10 検察管理者の学歴

	学士	修士	博士	客員研究員
国立台湾大学	8	2	—	—
国立中興大学	3	5	—	—
国立政治大学	1	4	1	—
国立中正大学	—	2	—	—
国立台湾海洋大学	—	2	—	—
国立台北大学	1	—	—	—
中央警官学校	2	—	—	—
政治作戦学校	1	—	—	—
輔仁大学	5	—	—	—
中国文化大学	—	2	—	—
東呉大学	1	1	—	—
ロンドン大学	—	1	—	—
ハーバード大学	—	—	—	1
不明（不記載）	8	—	—	—
合計	30	19	1	1

(注) 1. 政治作戦学校は軍の学校で、現在は国防大学政治作戦学部に変更されている。

2. ロンドン大学の具体的な留学先は不明。

3. 国立中興大学修士、国立政治大学博士には中途退学者各1名を含む。

(出所) 法務部ウェブサイト (2021年1月6日) より筆者作成

4.3. 全国弁護士会

既述のように、台湾で日本弁護士連合会に相当するのが「全國律師聯合會 (Taiwan Bar Association)」であり、2021年1月16日現在の同会ウェブサイトによると、理事長1名・副理事長2名を含め理事45名、監事11名、計56名の役員を擁している。一部であるにせよ、このうち37名の学歴が所属弁護士事務所等のウェブサイトから把握可能であった。それらを基にして作成したのが表11である。

弁護士会の幹部も大学院修了者が多い。中途退学の未修了者も含め修士以上の教育を受けた全国弁護士会理監事は述べ人数で33名に達し、そのうちダブルディグリーを含め米国で教育を受けた者が6名、中国4名、日英仏各1名である。大法官を除く裁判官・検察を含む法務行政当局幹部に比べて人数で見ても比率で見ても留学経験者が多い。また、中国の大学院で教育を受けた幹部が4名おり、この点は大法官を含めた司法院・検察を含めた法務部幹部には観察されない特徴である。貿易額や直接投資額に見られるように中国大陸との関係が密接であり、業務に際して中国法の知識が必要になってきたことがその一因と考えられる⁽¹⁰⁾。

表11 台湾全国弁護士連合会役員37名の学歴

	学士	修士	博士	実習弁護士
国立台湾大学	15	3.5	2	—
国立政治大学	2	3.67	—	—
国立中興大学	2	1	—	—
国立台北大学	1	0.5	—	—
国立成功大学	—	1	1	—
国立交通大学	—	1	—	—
国立中正大学	—	—	1	—
国立中山大学	—	0.5	—	—
東呉大学	4	2	—	—
輔仁大学	4	1	—	—
中国文化大学	1	1	0.5	—
東海大学	2	—	—	—
アメリカン大学	—	1	—	—
ニューヨーク大学	—	1	—	—
ミシガン大学	—	1	—	—
ペンシルバニア大学	—	1	—	—
コロンビア大学	—	0.5	—	—
マサチューセッツ工科大学	—	0.5	—	—
ジョージタウン大学	—	0.33	—	—
中国・華東政法大学	—	0.5	1	—

中国・中国人民大学	—	—	1	—
中国・中国政法大学	—	—	1	—
中国・上海財経大学	—	—	0.5	—
日本・東京大学	—	1	—	—
英・ロンドン大学	—	1	—	—
仏・EHESS	—	0.5	—	—
パリ第10大学	—	0.5	—	—
米 Troncones & Associates	—	—	—	1
不明 (不記載)	6	1	—	—
合計	37	25	8	1

- (注) 1. 同一人物が2つの修士学位を取得しているような場合は、取得大学に0.5を割り当てるという調整を施した。
2. 国立台湾大学博士・国立政治大学修士にはそれぞれ未修了者1名、国立成功大学博士・国立中正大学博士・中国文化大学博士・中国の中国政法大学博士には在学者各1名を含む。
3. ロンドン大学の具体的な留学先は不明。
- (出所) 全国弁護士連合会ウェブサイト (2021年1月16日)、各地域の律師公會ウェブサイト (2021年1月16日) などより筆者作成

5. 結びに代えて

本稿では、司法院、検察を含む法務行政当局、そして全国弁護士会の2021年1月における各幹部をサンプルにその学経歴から台湾と日本の関係を調査した。その結果、大学教員からの任命も多い大法官は15名中7名が留学経験者であるが、留学先は独米豪であり、日本留学者は見られない。一部に学経歴非公開者がいるものの、大法官を除く142名の幹部については、国家試験の影響であろう、留学経験を持つ法曹幹部自体が非常に少ないなか留学先としては米英中が中心であり、日本の大学院に留学して学位を取得した幹部は2名しかいない。日本での客員教授(研究員)経験者も少なく、大法官を含めてもわずか3名に過ぎない。これらの事実は少なくとも現在の台湾法曹幹部の世代にとり日本は留学先・客員先としては魅力がそれほどなかったこと、換言すれば法曹界においても日本の影響力が小さいことを物語っている。王(2011)は戦後台湾法学界における日本の存在感低下を述べたが、法曹界においても日本の存在感は小さいのである。

なお、以上はあくまで現状であり、岡崎(2019)で示したように若い世代は日本法への関心が強い。国際化が進展するなか、日本の法学研究・法学教育が魅力的であれば、留学先・客員先として日本を選ぶ法曹・法曹予備軍が増えることが期待される⁽¹¹⁾。

注

- (1) 以上は、岡崎 (2014) に依るところが大きい。
- (2) 岡崎 (2014) で述べられているように、『國立臺灣大學法學論叢』と『政大法學評論』の2誌は台湾を代表する2大法學學術雑誌であるが、學術書を考慮していないことをはじめ、この2誌だけを取り上げることに問題がないわけではない。また、あくまで量的指標である。詳しくは岡崎 (2014) を参照。
- (3) そもそも台湾の大学法学部専任教員に占める日本留学組の比率が高いとは言えない。台湾の主要6法学部専任教員の最終學歷国を調査した岡崎 (2009) によると、最終學歷国をドイツ、米国、台湾とする専任教員がそれぞれ36%、26%、13%を占めるのに対し、それを日本とする専任教員の比率は第4位とはいえ11%、1割少々に過ぎない。
- (4) 法科大学院制度は導入していないが、「公務人員特種考試司法官考試規則」第3条と「専門職業及技術人員高等考試律師考試規則」第5条で司法官試験・弁護士試験の受験資格を規定している。詳しくは考試院のウェブサイト (www.moex.gov.tw/) を参照。
- (5) 法務省ウェブサイトと日本弁護士連合会ウェブサイトそれぞれ掲載されている「司法試験について」、「司法修習終了者の進路別人数」から、2010年度から2019年度までの10年間について (司法修習修了者の進路別人数：裁判官+検察官) ÷ (前年度の司法試験合格者数) を計算すると1.8%強~2.7%弱、平均で約2.2%である。日本においても裁判官・検察官への道は険しいが、台湾はさらに険しい。
- (6) 日本の学校教育法第104条の4、学位規則第4条の2が、いわゆる論文博士に関する規定であるが、台湾の「學位授予法」にはそのような規定は存在しない。また、「大學辦理國外學歷採認辦法」に「第10條 國外學歷有下列情形之一者，不予採認：… 四、未經註冊入學及修業，僅以論文著作取得博士學位。…」(第10条 国外の學歷で次のものは認めない。… 四、入学手続きを取らず学業も修めずに、論文のみで博士学位を取得すること) という条文がある。博士学位は大学院博士課程での教育と結びついているという考えのもと、日本の論文博士は一定の条件を満たさないと台湾では博士学位として認定されない。法務部の『全國法規資料庫』によると、現行の条文である2014年8月修正では第10条4項に列挙されているが、2006年10月の制定時には第11条4項であった。これより、2006年10月には論文博士を博士学位として認定することには一定の条件 (博士課程に入学し、なおかつ授業を履修すること) が付されていたことが理解できる。
- (7) 具体的には、最高法院、最高行政法院、懲戒法院、法官学院、台湾高等法院と台中・台南・高雄・花蓮の各分院、台北・台中・高雄の各高等行政法院、智慧財産法院、福建高等法院金門分院、福建金門・福建連江・台湾台北・台湾新北・台湾士林・台湾桃園・台湾新竹・台湾苗栗・台湾台中・台湾南投・台湾彰化・台湾雲林・台湾嘉義・台湾台南・台湾高雄・台湾橋頭・台湾屏東・台湾花蓮・台湾宜蘭・台湾基隆・台湾澎湖の各地方法院、台湾高雄少年及家事法院、法官学院である。
- (8) 15の部局名は民事庁・刑事庁・行政訴訟及懲戒庁・少年及家事庁・司法行政庁・大法官書記局・秘書処・資訊処・公共關係処・參事室・人事処・會計処・統計処・政風処・發言人室である。
- (9) 6司・5処は、総合企劃司・法制司・法律事務司・檢察司・保護司・國際及兩岸法律司・秘書処・人事処・會計処・統計処・資訊処であり、このうち、法制司と國際及兩岸法律司の主管者は紹介されていない。

- (10) 財政部（財政省）のウェブサイトに掲載されている「貿易統計資料查詢」によると、新型コロナウイルス感染症が深刻化する前の2019年における台湾の輸出入合計額は、中国大陸1492億ドル、米国811億ドル、日本673億ドル、香港414億ドルなどとなっている。また、經濟部（経済省）投資審議委員会ウェブサイトに掲載された「業務統計」によると、台湾の対中国投資は1991年度は1.7億米ドルにすぎなかったが、2002年度以降直近の2020年度までは少ないときでも41.7億ドル（2019年度）、多いときは146億ドル（2010年度）に達していた。
- (11) 法学分野はその性格上、加藤・岡崎（2021）で取り上げた経営学・会計学両分野のように国際的なランキングに馴染まないため、国際的な比較対象になることは基本的にないか、あっても限られている。また、教育水準を評価することには困難が伴うが、それを暗示する1つの指標として、卒業生（修了生）がどれほど活躍したり社会に貢献しているか、特にその大学を最終学歴としている卒業生（修了生）の活躍や社会貢献度が重要になるろう。

参考文献

- 王泰升（2011）「四個世代形塑而成的戰後台灣法學」《國立臺灣大學法學論叢》第40卷特刊、pp.1367-1428
- 張文貞（2009）「人權保障與憲法解釋：對司法院大法官釋憲的期許」《台灣法學雜誌》第127期、pp. 94-98
- 加藤稔人・岡崎幸司（2021）「日本は留学先として魅力的か？ —経営学・会計学分野について—」mimeo
- 岡崎幸司（2009）「日本の大学院における留学生教育の比較優位—法学研究者養成と経営学研究者養成—」『中華日本研究』第1期（創刊号）、pp.171-182
- （2014）「21世紀初頭台湾法学界の地図—台米独三国鼎立と日本—」『静岡法務雑誌』第6号、pp.119-138
- （2019）「台湾における法学研究と日本—学位論文から見た日本法研究の動向—」『静岡法務雑誌』第11号、pp.93-106

Japan and legal professionals in Taiwan

Koji Okazaki

Abstract

This paper considers Japan's contributions to Taiwan's legal professionals by examining the backgrounds of the 157 executives of Juridical Yuan including courts, Ministry of Justice including prosecutor's offices, and Taiwan Bar Association. Evidence proves that a few executives have studied abroad and most of them have experience studying in China, the United Kingdom, and the United States. Only two of them obtained academic degrees from universities in Japan, and merely three have experience as visiting professors or scholars in Japan. These facts suggest that Japan's contributions to Taiwan's legal professionals are limited, and Japan was less attractive to the executive generation.

As Okazaki(2019) points out, younger generation in Taiwan are interested in Japanese laws. If juridical studies and/or legal education in Japan are appealing to present or prospective legal professionals, they would be expected to choose Japan as one of their study abroad destinations.

Keywords Career; Educational background; Japan; Legal professionals;
Taiwan